

令和8年度士別市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1. 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のうち市内に所在する施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

4. 調達の対象となる物品等

市が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5. 調達の目標

令和8年度目標額 9,515千円（内訳は別表のとおり）

6. 調達の推進方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に地域福祉課から各課等に対して情報提供を行うものとする。

各課等においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

7. 調達方針及び調達実績の公表

本推進方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、会計年度の終了後、速やかに取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8. 担当窓口

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する担当窓口は、地域福祉課が行う。

9. その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。